

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認に関する面談」

2. 日時：令和4年11月2日(水) 9時45分～10時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 決得執行役員 再処理事業部副事業部長(設工認総括、新基準設計) 他7名

5. 要旨

本年9月16日の日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)との面談を踏まえ、再処理施設の設計及び工事の計画の認可の次回申請に向けた対応について、当日提出資料に基づき、以下のとおり面談を行った。

(1) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・再処理施設の技術基準に関する規則第37条(材料及び構造)の適合性説明に係る申請書の構成について、関連する条文の適合性、設計上担保すべき機能、設備の系統構成、設計条件等、それぞれどの資料に展開・集約されるのか未だ判然としないため、基本設計方針での各事項の関係性と添付書類での対応関係が整合するように整理を進めること。
- ・「V-1-1 強度及び耐食性に関する設計方針」について、現状は評価方針の説明に終始しており、その前提となる設備の設計方針が整理されていないため、設計プロセスの上流側から必要な説明項目を整理すること。また、評価方針において、既認可から構造や設計条件に変更がないもの、新設のもの、重大事故等対処設備として兼用するものなどの状況に応じて、どのように強度評価結果を示すことが合理的であるか整理すること。
- ・今後の進め方について、次回申請の申請書の構成の考え方など面談として扱うもの、具体の許容基準の考え方やこれに係る基本設計方針等の記載事項でヒアリングとして扱うべきものに分け、それぞれ対応していく。面談では、補足説明資料として準備するもの、その作業状況等も確認したい。

(2) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「材料・構造の基本設計方針に基づく類型化の考え方」

参考

- ・ 令和4年9月16日 日本原燃(株)再処理施設の設工認に関する面談
<https://www2.nra.go.jp/data/000404758.pdf>